

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月14日
【四半期会計期間】	第46期第2四半期（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	T K C Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028) 648 - 2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03) 3235 - 5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第2四半期 連結累計期間	第46期 第2四半期 連結累計期間	第45期
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成23年 3月31日	自平成23年 10月1日 至平成24年 3月31日	自平成22年 10月1日 至平成23年 9月30日
売上高(百万円)	27,790	26,084	53,635
経常利益(百万円)	3,428	2,970	5,421
四半期(当期)純利益(百万円)	1,825	1,376	3,000
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,882	1,724	2,706
純資産額(百万円)	51,710	53,022	51,945
総資産額(百万円)	66,887	67,499	67,037
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	68.35	51.55	112.33
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	51.55	-
自己資本比率(%)	75.5	76.7	75.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,659	1,298	5,236
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,205	1,459	3,293
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	606	709	1,211
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	10,199	11,214	12,083

回次	第45期 第2四半期 連結会計期間	第46期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年 1月1日 至平成23年 3月31日	自平成24年 1月1日 至平成24年 3月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	47.70	49.01

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。
3. 第45期第2四半期連結累計期間及び第45期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 第45期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

・経営成績

株式会社T K C及びその連結子会社等4社を含む連結グループの当第2四半期連結累計期間における経営成績は、売上高が26,084百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）6.1%減）、営業利益は2,894百万円（前期比13.5%減）、経常利益は2,970百万円（前期比13.4%減）、四半期純利益は1,376百万円（前期比24.6%減）の業績となりました。

当第2四半期連結累計期間の売上高は、前期と比較して大きく減少しております。その要因は、前期に地方公共団体事業部門において地方税電子申告の国税データ連携開始に係る初期導入コンサルティング業務を受託し、売上高約12億円を追加計上できましたが、当期はこのような制度改正が無かったことによるものです。なお、第2四半期の業績は、地方公共団体事業部門において、当初第3四半期以降に予定していたシステム改修等を前倒し受注したこと等により、営業利益・経常利益・四半期純利益は計画値を超える結果となりました。また、第3四半期以降は、地方公共団体事業部門において、住民基本台帳法改正（平成24年7月9日施行）を初めとする各種制度改正への対応を予定していることから、平成24年9月期の連結業績予想につきましては、平成23年11月11日に開示した連結業績予想、売上高53,800百万円（前期比0.3%増）、営業利益5,300百万円（前期比1.6%増）、経常利益5,500百万円（前期比1.4%増）、当期純利益3,100百万円（前期比3.3%増）に変更はありません。

当第2四半期連結累計期間における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

1. 当社グループの当第2四半期連結累計期間の業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は18,846百万円（前期比0.04%増）、営業利益は2,532百万円（前期比30.7%増）の業績となりました。なお、営業利益の増加率が高い理由は、前期に、東日本大震災で被災した顧客を支援するため、コンピュータ・サービス料金等の無償化や見舞金の支払いをしたことに加え、日本赤十字社に対して義捐金を支出しましたが、当期はこれが無かったことによるものです。

T K C会員事務所向けのコンピュータ・サービス売上高は、前期比0.1%減となりました。これは、T K C会員の関与先企業向け自計化システム（「F X 2シリーズ」等）の導入件数増加に伴い、ホストコンピュータからの管理会計帳表出力が減少していることによりますが、会員事務所向けホームページ毎月更新サービス等の売上高増加により、ホストコンピュータ出力帳表の減少をカバーしつつあります。

自計化システムに係るソフトウェアレンタル売上高は前期比3.5%増となりました。これは、平成23年6月より提供を開始した「統合型会計情報システム（F X 4クラウド）」の受注が堅調であったこと、非営利法人向けの財務会計システムについて、公益法人制度改革に伴い公益社団法人または、公益財団法人への移行認定が行われたことや社会福祉法人の新たな会計基準が平成24年4月から施行されることに伴いシステム利用法人数が増加したこと等によるものです。

システムコンサルティング売上高は前期比17.3%増となりました。これは、平成24年1月より運用を開始した「O M S用T I S Cバックアップサービス」について、昨年の東日本大震災の発生以降「情報セキュリティの確保」「事業継続の確保」への関心の高まりから、多くの会員事務所より当サービスの申し込みがあったことによるものです。

T K C会員事務所及びその関与先企業向けのパソコン、サーバ等のハードウェア売上高は、前期比5.0%減となりました。これは、中堅企業向け統合型会計情報システム「F X 4」をクラウド方式で運用する「F X 4クラウド」に変更し、従来のC / S方式によるサーバ等のハードウェアの販売を停止したことによるものです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は5,640百万円（前期比22.1%減）、営業利益は318百万円（前期比78.0%減）の業績となりました。なお、営業利益の減少率が高い理由は、T K Cデータセンター（T I S C）に会計事務所事業部門と地方公共団体事業部門共通の「クラウド共通基盤」を構築しクラウドサービスを開始したことに伴い、「クラウド共通基盤」の運用に係る費用を当部門においても計上することとしたためです。

市区町村向けのコンピュータ・サービス売上高は、前期比4.8%減となりました。これは、市町村合併等により顧客市町村数が減少したことによるものです。

市区町村向けのA S Pサービス売上高は、前期比28.3%増となりました。これは、地方税電子申告に関連するA S Pサービスが平成23年4月から稼働開始したことによるものです。

市区町村向けのソフトウェア製品売上高は、前期比12.9%減となりました。これは、法制度改正等に伴うシステム改

修業務が前期と比較して減少したことによるものです。

コンサルティング・サービス売上高は、前期比73.9%減となりました。これは、平成23年1月から開始された地方税電子申告の「国税連携サービス」に関し、前期に690団体に初期導入コンサルティング業務を行いました。これが終了したことによるものです。

(3) 印刷事業部門(子会社:東京ラインプリンタ印刷株式会社)の売上高の推移

印刷部門における売上高は1,597百万円(前期比6.6%減)、営業利益は43百万円(前期比87百万円増)の業績となりました。

ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比6.8%の減少となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退を背景に受注数量が減少したことによるものです。

DPS(データプリントサービス)関連商品の売上高は、前期比6.7%の減少となりました。これは大口定期商品、大口スポット商品の中止、延期、また発注数量の減少等によるものです。

2. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

当社の会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的の「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」に基づいて、当社の顧客である税理士または公認会計士(以下、TKC会員)が組織するTKC全国会(平成24年3月31日現在の会員数1万189名)との密接な連携のもとで事業を展開しています。

(注)TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ(<http://www.tkc.jp/>)をご覧ください。

(1) TKC全国会の重点活動テーマ

TKC全国会は、平成25年12月までの新たな統一行動テーマとして「いまこそ、社会の期待に応えよう! ~めざせ! 中小企業のビジネスドクター~」を掲げ、以下の重点活動テーマと行動指針を決定し、全国で20のTKC地域会とともに積極的な活動を展開しています。

重点活動テーマ

- 1) 中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する
- 2) 適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する
- 3) 会計事務所の業務品質と経営効率のさらなる向上を図る

行動指針

- 1) 経営者の計数管理能力向上に向けた自計化の推進
- 2) 継続MASシステムを活用した経営助言の実践
- 3) 記帳適時性証明書の決算書への添付件数拡大
- 4) 「中小企業の会計に関する基本要領」への準拠
- 5) 巡回監査支援システムの活用による巡回監査の質的向上
- 6) 巡回監査に基づく書面添付の実践件数拡大
- 7) OMSのフル活用による事務所管理体制の構築
- 8) 関与先のトータル・リスク管理指導

これらの活動は、中小企業庁と金融庁が実施する施策に平仄を合わせて、厳しい経済状況のなかで、「企業が自ら勝ち残ることができる企業力(戦略的経営力)」の強化を支援することを目的として実施しているものです。

当社では、こうしたTKC全国会の活動が日本の中小企業の生き残りや成長発展へとつながり、またTKC全国会の社会的認知度の向上にもつながるものと認識し、システムの拡充や人的支援などを積極的に行ってまいります。

(2) 税理士への高まる社会からの期待

中小企業庁の中小企業政策審議会企業力強化部会は、厳しい経済状況におかれている中小企業の現状を踏まえ、平成23年6月より金融庁をはじめ関係省庁とともに「企業自らが勝ち残るための企業力(戦略的経営力)の強化」及び「地域経済の活性化」について検討を進め、同年12月に「中間取りまとめ」を公表しました。

ここでは中小企業のあるべき姿として、「厳しい内外環境を勝ち抜く自立的な中小企業」を掲げ、そのために強化すべき主な「戦略的経営力」には、成長のための知恵・知識・ノウハウ、資金の確保・調達力、財務経営力(財務状況を認識し、それに基づいた的確な経営方針を構築する力)、国際競争に耐えうる技術力・人材 があるとしています。また、その具体的施策の方向性の第一には、「経営支援の担い手の多様化・活性化」が挙げられており、「中小企業に対して高度かつ専門的な経営支援を行う金融機関や税理士事務所等を取り込む」とされました。

さらに「戦略的経営力」の強化について、とりわけ必要なものを「財務経営力の強化」であるとし、当面の資金繰りの改善等を図るだけでなく「企業リスクと潜在力を的確に把握した上での成長支援的な金融の仕組みの構築」が重要と述べています。そして、その前提として、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図る、決算書の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させる ことが不可欠であり、そのための施策として、平成24年2月に中小企業庁及び日本商工会議所、企業会計基準委員会、金融庁から同時に公表された「中小企業の会計に関する基本要領」を軸に据えた支援のあり方が示されています。

なお、この「中間取りまとめ」は、平成24年3月2日に閣議決定され、「中小企業経営力強化支援法」(仮称)として法制化される予定です。

(3) 「中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する」に向けた活動

「F X 2シリーズ」と「T K C継続M A Sシステム」の推進

前述の「中間取りまとめ」においては、「中小企業者に対して、自らの経営状況（P / L、B / S等）や資金繰りへの説明能力を高める」ことや、「期中管理（経営計画や資金計画の作成等）」の実施が重要とされており、まさにT K C全国会が長年にわたり推進してきた中小企業支援の諸活動と軌を一にしています。

当社では、こうした中小企業経営者を支援するツールとして、自社の経営状況をタイムリーに把握するとともに、経営改善計画のモニタリングを支援するF X 2シリーズと経営改善・経営革新計画（中期経営計画）と次期経営計画（短期経営計画）の策定支援を目的に開発したT K C継続M A Sシステムの利用拡大に注力しています。当期においては前期に引き続き、重点事務所に対する「自計化推進会議」の開催支援や会員関与先企業への同行訪問による利用促進活動を実施しました。

平成24年3月31日現在、F X 2シリーズは約15万8,000社の関与先企業において利用されており、T K C継続M A Sシステムは約6,800事務所で利用されています。

T K C全国会が行う「T K C経営改善計画策定支援サービス」に対する支援

T K C全国会では、税理士への社会からの期待に応えるため、平成22年10月1日に「T K C経営改善計画支援プロジェクト」を発足し、金融機関と連携した中小企業の経営改善支援活動を行っています。この活動を通じてT K C全国会は、全国146金融機関（平成24年3月31日現在）との業務提携を行い、全国の提携金融機関に対する「役職員向け研修会」や、金融機関が主催する「企業向けセミナー」への講師派遣、金融機関の取引先に対する「経営改善計画の策定支援」等による経営改善支援活動を積極的に展開しています。

当社ではこうした活動を支援する一環として、T K C会員が中小企業に対して経営改善支援を行う際に、インターネットを通じて『T K C経営指標』を閲覧できるよう「B A S T閲覧サービス」をT K Cグループホームページに設置しました。本サービスでは、従来のT K C経営指標では確認できなかった「欠損企業グループ」の経営指標についても確認することができます。

（4）「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」に向けた活動

「記帳適時性証明書」の提供

当社では、T K C会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、平成21年9月より「記帳適時性証明書（会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書）」を発行しています。この証明書は、過去の仕訳及び勘定科目残高の遡及処理（追加・訂正・削除）を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を活かしたものであり、T K C会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（巡回監査）しながら、月次決算、確定決算並びに電子申告に至るまでのすべての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社T K Cが第三者として証明するものです。

金融機関は、金融監督指針の改訂により、貸出先である中小企業に対して「経営改善計画」の策定支援や経営相談・指導、その後の継続的な「モニタリング」といったコンサルティング機能を発揮することが求められています。そのため、こうしたコンサルティングの基礎資料となる会計帳簿が、T K C会員による巡回監査指導のもとで適時に作成され、月次決算が行われていることを客観的に証明する記帳適時性証明書に対して金融機関からの注目が高まっています。

（5）「会員事務所の業務品質と経営効率の向上を図る」に向けた活動

「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（O M S 2 0 1 0）」の利用促進

T K C会員事務所においては、国税及び地方税の電子申告の推進や月次巡回監査の完全実施、税理士法が定める書面添付の実践等のために、事務所の内部管理体制の充実がこれまで以上に重要となっています。このため、当社では会員事務所のI C T利用環境の整備による業務の統合化とペーパーレス化、P D C Aの推進による業務品質の改善を目的としてO M S 2 0 1 0の利用を促進しています。

また、平成24年1月5日からは「O M S用T I S Cバックアップサービス」の提供を開始しました。これはO M S 2 0 1 0のサーバに格納されているデータを、イントラネットを通じて最高度のデータ・セキュリティ体制を備えたT K Cのデータセンター（T I S C）に毎日バックアップするサービスです。これにより、会計事務所が、万が一、火災や自然災害等に見舞われた場合でも、業務を維持・継続させることが可能となります。O M S用T I S Cバックアップサービスは、提供以来、平成24年3月31日までの3ヵ月間で約1,700事務所から利用申し込みをいただいています。

「個人決算申告システム（T P S 2 0 0 0）」の提供

平成24年1月16日、平成23年度の所得税法改正に対応した「個人決算申告システム（T P S 2 0 0 0）」を提供しました。本年度については、東日本大震災の影響により複雑となった寄附金控除について、寄附金の受領書などの内容から優遇措置の適否と、いずれの特例の適用を受けることが有利なのかを自動判定する「寄附金控除の自動判定機能」を搭載して高い評価をいただきました。

（6）「T K Cの新しい経営戦略2 0 2 0」

当社は、平成32年を目標年次とする事業戦略「T K Cの新しい経営戦略2 0 2 0」に基づき、T K C会員事務所のさらなる発展を支援するための活動を展開しています。

関与先の拡大支援

1) 「T K Cグループホームページ」を利用した関与先拡大支援

T K C 全国会と株式会社 T K C 共通のホームページ (<http://www.tkc.jp/>) に「税理士ご紹介コーナー」を設置し、T K C 会員の関与先拡大を支援しています。当期においてはコンテンツの充実を図るとともに、税理士を探す企業経営者を対象とした広告活動の展開、T K C 会員のホームページの作成・運用を支援する「T K C 会員事務所向けホームページ毎月更新サービス」の強化を実施しました。

2) 年商規模が小さい法人の増加とこれらの関与先拡大支援

「平成21年経済センサス 基礎調査」(総務省)によれば、わが国の法人企業約1,787千社(非農林漁業)のうち、10人未満の小規模企業は、約1,363千社と全法人の76.3%を占めています。また、国税庁殿の「売上階級別の法人数の推移」によれば、売上規模の低い階級の企業数は年々増加しており、一方で他の売上階級の企業数は減少に転じています。このような現状を踏まえ、当社では年商規模が小さい法人が利用しやすい自計システムとして、新たに「e 2 1まいスター」を開発しました。e 2 1まいスターは、財務・給与・請求書発行をパッケージとしたシステムで、経理事務をされる方が毎日システムを利用したくなる機能(玉手箱機能)も搭載しています。e 2 1まいスターは平成24年4月より提供を開始します。

3) 中堅・大企業市場における関与先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、歴史的な円高や国内需要の縮小、あるいは新興国需要の拡大など諸問題が相まって、製造業を中心に海外へ製造・研究開発拠点を移転する企業が増えています。このことは企業グループの子法人や製造拠点・営業所等の業績にも影響を及ぼすことから、組織再編や欠損金の有効活用といった視点で連結納税制度適用の動きも活発となっており、その裾野はいまや中堅・大企業から中小企業へと拡大しています。

一方、会計分野においては平成23年6月以降、金融庁殿が I F R S の強制適用について見直す議論を進めており、適用時期も当初予定より2年以上延びる公算が高まっています。そのため、この期間を利用して決算の早期化や連結財務諸表の精度向上に取り組む中堅・大企業が増加しています。また、事業のグローバル化を背景に企業グループとして競争力強化が欠かせなくなったいま、経営強化を図るためグループ全体を見据えた予算管理や管理会計へのニーズも高まってきました。

こうしたことを背景に、中堅・大企業ではできるだけコストや手間をかけずに適法・適正な会計処理と税務申告を行える業務システムへの関心が高まっています。これらの現状を踏まえ、当社では中堅・大企業向けに「T K C 連結グループソリューション」(連結会計システム「e C A - D R I V E R」、連結納税システム「e C o n s o l i T a x」、税効果会計システム「e T a x E f f e c t」、法人電子申告システム「A S P 1 0 0 0 R」、統合型会計情報システム「F X 5」)を開発・提供しています。当社では、これらのシステムを利用する企業実務担当者が相談できる身近な専門家として T K C 会員事務所を紹介することで、事業目的に掲げる「会計事務所の職域防衛と運命打開」の実現を目指しています。

当期においては、T K C 全国会中堅・大企業支援研究会(平成24年3月31日現在の会員数は987名)と連携して中堅・大企業を対象に税務や会計に関する各種セミナーを開催したほか、多言語化の一環として中国語(簡体字)入力に対応した e C A - D R I V E R (2012年1月版)の提供、震災特別法をはじめとする税制改正への対応など、T K C 連結グループソリューションの強化・拡充に努めました。

4) T K C 全国会研究会への支援活動

T K C 全国会では、公益法人、社会福祉法人、病院・診療所など(以下、非営利法人)個々の分野の会計と税務に精通した T K C 会員による研究会を組織し、T K C 会員による非営利法人の経営改善に向けた活動を支援しています。

なかでも、社会福祉法人においては、平成24年度より新「社会福祉法人会計基準」が施行されることから、T K C 全国会社会福祉法人経営研究会において「社福研新会計基準対策プロジェクト」を組織し、T K C 会員向け研修会や社会福祉法人向けセミナーの開催など積極的な活動を展開しています。また、平成24年3月30日には小規模社会福祉法人に特化したスタンドアロン型財務会計システム「T K C 社会福祉法人会計データベース」と、中・大規模社会福祉法人向け統合型会計情報システム「F X 4 クラウド(社会福祉法人会計用)」の提供を開始しました。F X 4 クラウド(社会福祉法人会計用)については提供開始時点で127法人への導入が決定しています。

優良関与先の離脱防止

年商5~50億円規模の中堅企業を対象とする平成23年6月より提供を開始した「統合型会計情報システム(F X 4 クラウド)」を利用する企業が急速に拡大しています。本システムは、T K C 会員事務所が関与先企業に対してこれまで以上に付加価値の高い業務を提供することで、T K C 会員の優良関与先の離脱防止を図ることを目指して提供したものです。平成23年6月に提供を開始してわずか9ヵ月で、423企業グループ600社への導入を達成しています。(平成24年3月31日現在)

T K C 会員事務所の経営承継を支援

税理士業界全体の高齢化が進むなかで、経営承継は T K C 会員事務所においても避けておれない問題であることから、平成23年1月14日に「T K C 会員事務所承継支援室」を設置しました。T K C 全国会総務委員会の指導のもとで、支援室を中心に T K C 会員の円滑な事業承継を支援し、T K C 全国会の事業目的「5. 会員相互の啓発、互助及び親睦」の実現を目指しています。

(7) 未入会税理士への T K C 全国会入会促進活動

当社では、T K C 全国会ニューメンバーズ・サービス委員会の指導のもとで、未入会税理士への入会促進活動を展開しています。平成24年1月21日から2月10日にかけて、「会計事務所の3つの課題とその処方箋」をテーマとする「会計事務所経営セミナー」を全国18か所で開催し、223名の未入会税理士に参加いただきました。こうした活動の結果、平成23年10月1日から平成24年3月31日までの半年間で170名がT K C 全国会に入会されました。

(8) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「L E X / D B インターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開されたすべての法律分野にわたる23万1,349件（平成24年3月31日現在）の判例等を収録しています。また、L E X / D B インターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「T K C ローライブラリー」には79万件を超える文献情報、30を超える「専門誌等データベース」を収録しており、T K C 会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成24年3月31日現在で1万3,500件を超える機関に利用されています。

当期においては、法律事務所を中心とする一般市場の販売促進活動に注力しました。また、ぎょうせい殿との共同販売体制を強化し、判例、法令、文献情報を統合したT K C ローライブラリーの基本サービスセット（Super法令W e b、L E X / D B インターネット、法律文献総合I N D E X）を重点サービスとして販売促進に取り組んでいます。

一方、アカデミック市場では、学生の減少や補助金削減等により厳しい経営環境におかれている法科大学院を支援するため、コストパフォーマンスの高い「T K C 法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用推進を図るとともに、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援する「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」の機能強化と、その利用促進に注力しています。これにより、法科大学院の教育側のニーズと法曹を目指す学生の利用者側のニーズを取り込んだサービスを整備し、法科大学院の法曹育成への支援体制を強化してまいります。

加えて、平成22年6月から開始した大韓民国の政府機関やロースクール等への「T K C ローライブラリー（海外版）」の代理店販売は、平成24年3月31日現在、15機関で利用されています。

3. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

当社の地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的に、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 「T K C 行政クラウドサービス」の開発・提供

クラウドコンピューティング時代における地方公共団体向けソリューションとして、平成24年3月に、中規模団体（人口50万人まで）を対象とする「T K C 行政クラウドサービス」の提供を開始しました。

T K C 行政クラウドサービスは、住民向け・基幹系・庁内情報系の各サービスを支援する「T A S K クラウドサービス（T A S K . N E T）」と、納税通知書などの大量一括印刷処理を支援する「T A S K アウトソーシングサービス」により構成されるものです。クラウドコンピューティングの高い柔軟性や拡張性、安全性などの特長を最大限に活かしたT K C 行政クラウドサービスの構築により、財政規模の小さい地方公共団体でも最小のコストで、最適な業務プロセスを実現できるよう支援します。

なお、3月19日から山形県真室川町殿及び栃木県那珂川町殿でT A S K クラウドサービスが本稼働したほか、T K C 行政クラウドサービスの商談が急増しています。

(2) 地方税の電子申告への対応

当社では、他社に先駆けて「T A S K クラウド地方税電子申告支援サービス」の提供を開始し、アライアンス・パートナー契約を結ぶ全国の地方公共団体向けシステム・ベンダー41社とともに提案活動を展開しています。その結果、本サービスは、平成24年3月31日現在で686団体に利用されており、そのうち518団体において地方税の電子申告の受付が実施されています。

(3) 「行政サービスへのアクセス向上」への対応

当社では、総務省殿が住民の利便性向上と住民基本台帳カードの多目的利用の一環として推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」を実現するシステムとして、「T A S K クラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。これは全国の市区町村を対象にクラウド型によって展開する初のサービスで、当期において栃木県足利市殿、静岡県清水町殿及び宮城県大崎市殿より受注しました。

(4) 法律及び制度改正等への対応

「T A S K クラウド公会計システム」の開発・提供

当社では、T A S K クラウド公会計システムの機能強化を図るとともに、固定資産の評価や管理、台帳整備の実務を支援する「T A S K クラウド固定資産管理システム」、行政経営におけるP D C A の確立を支援する「T A S K クラウド行政評価システム（仮称）」などサブシステムの拡充に取り組んでいます。

当期においては新規提案活動に加え、当社財務会計システムの既存利用団体に対してT A S K クラウド公会計システムへのリプレース提案活動を推進しました。

また、財務書類の作成において多くの市区町村が「総務省方式改訂モデル」を採用している現状を踏まえ、従来の公会計制度である決算統計データを取り込むだけで総務省方式改訂モデルに準拠した財務書類を作成できる「T A S K クラウドかんたん財務書類システム」を提供し、平成24年3月31日現在で43団体に利用されています。

「住基法改正システム研究会」の活動支援

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行（平成24年7月9日）に向け、平成23年6月21日、1府6県にまたがる

16市町の実務担当者が集まり「住基法改正システム研究会」を発足し、これまでに3回の会合を実施しました。当研究会では、総務省殿が主宰する「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に関する実務研究会」の成果等を踏まえ、法改正後の最適な業務プロセスを支援する汎用性の高い住基システムの検討を行いました。

当社では事務局としてシステム研究会の運営を支援するとともに、研究成果をもとに「T A S Kクラウド住基システム」の改修・機能強化を進め、平成24年6月に提供する予定です。

4. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社の印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷及びデータプリントサービス（D P S）事業を軸に製造・販売を展開しています。

当第2四半期においては前期比5%増の売上を果たしたものの、ビジネス帳票の受注数量減少、大口定期商品の失注、スポット商品の中止などにより、第1四半期の売上減少を回復するまでには至りませんでした。

. 連結財政状態及びキャッシュ・フローの分析

1. 資産・負債及び純資産の状況

当第2四半期連結会計期間末における資産・負債及び純資産の状況は次の通りです。

(1) 資産の部について

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、67,499百万円となり、前連結会計年度末67,037百万円と比較して461百万円増加しました。

流動資産

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は、28,678百万円となり、前連結会計年度末28,291百万円と比較して387百万円増加しました。

その主な理由は、売掛金が増加したこと等によるものです。

固定資産

当第2四半期連結会計期間末における固定資産は、38,820百万円となり、前連結会計年度末38,746百万円と比較して、74百万円増加しました。

その主な理由は、投資有価証券及び長期預金が増加したこと等によるものです。

(2) 負債の部について

流動負債

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は、10,070百万円となり、前連結会計年度末10,791百万円と比較して、721百万円減少しました。

その主な理由は、未払金及び賞与引当金が減少したこと等によるものです。

固定負債

当第2四半期連結会計期間末における固定負債は、4,406百万円となり、前連結会計年度末4,300百万円と比較して、106百万円増加しました。

その主な理由は、退職給付引当金が増加したこと等によるものです。

(3) 純資産の部について

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は、53,022百万円となり、前連結会計年度末51,945百万円と比較して1,076百万円増加しました。

その主な理由は、利益剰余金及びその他有価証券評価差額金が増加したこと等によるものです。

なお、当第2四半期連結会計期間末における自己資本比率は76.7%となり、前連結会計年度末75.6%と比較して1.1ポイント増加しました。

2. キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ869百万円減少し、11,214百万円になりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの概況とその主な理由は次のとおりです。

(1) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローについては、1,298百万円の収入（前年同四半期比361百万円収入減）となりました。その主な理由は、税金等調整前四半期純利益を計上したこと等によるものです。

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローについては、1,459百万円の支出（前年同四半期比746百万円支出減）となりました。その主な理由は、定期預金を純額で600百万円預入したこと並びに有形固定資産の取得代金576百万円を支払ったこと等によるものです。

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローについては、709百万円の支出（前年同四半期比102百万円支出増）となりました。その主な理由は、平成23年9月期末配当587百万円（1株当たり普通配当22円）を支払ったこと等によるものです。

. 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

. 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は294百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年2月10日
新株予約権の数(個)	270
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成24年3月13日 至 平成59年3月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,146 (注)2 資本組入額 573
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2 発行価格は、新株予約権の払込金額と行使時の払込金額を合算しております。

3 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たると場合は翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収

合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に定める新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成24年1月1日～ 平成24年3月31日	-	26,731,033	-	5,700	-	5,409

(6) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
公益財団法人飯塚毅育英会	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	3,651	13.7
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	2,569	9.6
T K C 社員持株会	東京都新宿区揚場町2番1号	1,535	5.7
公益財団法人租税資料館	東京都中野区南台3丁目45番13号	1,246	4.7
飯塚 真玄	栃木県宇都宮市	1,128	4.2
飯塚 容晟	神奈川県鎌倉市	788	2.9
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	666	2.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 (株)みずほコーポ レート銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4丁目16番13号)	664	2.5
あいおいニッセイ同和損害保険株 式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	598	2.2
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3丁目7番3号	598	2.2
計	-	13,445	50.3

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 76,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,605,200	266,052	-
単元未満株式	普通株式 49,333	-	-
発行済株式総数	26,731,033	-	-
総株主の議決権	-	266,052	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	71,000	-	71,000	0.27
株式会社TKC出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	-	5,500	0.02
計	-	76,500	-	76,500	0.29

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	執行役員 地方公共団体事業部長	取締役	執行役員 地方公共団体事業部担当	湯澤正夫	平成24年1月1日
取締役	執行役員 地方公共団体事業部クラウド事業推進本部長	取締役	執行役員 地方公共団体事業部新規事業戦略本部担当	飛鷹 聡	平成24年1月1日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,083	18,214
受取手形及び売掛金	5,872	7,480
たな卸資産	611	489
その他	2,790	2,559
貸倒引当金	67	65
流動資産合計	28,291	28,678
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,432	6,226
土地	6,415	6,415
その他(純額)	2,464	2,179
有形固定資産合計	15,312	14,821
無形固定資産		
1,258	1,258	1,209
投資その他の資産		
投資有価証券	3,768	4,219
長期預金	13,200	13,800
差入保証金	1,369	1,368
その他	3,837	3,401
投資その他の資産合計	22,175	22,790
固定資産合計	38,746	38,820
資産合計	67,037	67,499
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,125	3,163
短期借入金	40	20
未払金	3,219	2,805
未払法人税等	1,063	1,148
賞与引当金	2,529	2,144
その他	813	787
流動負債合計	10,791	10,070
固定負債		
退職給付引当金	3,385	3,464
その他	914	942
固定負債合計	4,300	4,406
負債合計	15,091	14,477

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	40,522	41,311
自己株式	38	130
株主資本合計	51,592	52,290
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	887	544
その他の包括利益累計額合計	887	544
新株予約権	-	30
少数株主持分	1,240	1,245
純資産合計	51,945	53,022
負債純資産合計	67,037	67,499

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)
売上高	27,790	26,084
売上原価	11,263	10,198
売上総利益	16,527	15,885
販売費及び一般管理費	13,182	12,991
営業利益	3,344	2,894
営業外収益		
受取利息	27	17
受取配当金	16	23
受取地代家賃	17	17
持分法による投資利益	10	6
その他	14	13
営業外収益合計	86	79
営業外費用		
支払利息	2	2
自己株式取得費用	-	0
その他	0	1
営業外費用合計	3	3
経常利益	3,428	2,970
特別利益		
貸倒引当金戻入額	2	-
特別利益合計	2	-
特別損失		
固定資産売却損	1	0
固定資産除却損	18	16
投資有価証券売却損	-	35
投資有価証券評価損	2	13
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	208	-
特別損失合計	230	65
税金等調整前四半期純利益	3,200	2,904
法人税、住民税及び事業税	1,499	1,134
法人税等調整額	101	390
法人税等合計	1,397	1,524
少数株主損益調整前四半期純利益	1,802	1,379
少数株主利益又は少数株主損失()	23	2
四半期純利益	1,825	1,376

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,802	1,379
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	80	344
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	80	344
四半期包括利益	1,882	1,724
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,904	1,719
少数株主に係る四半期包括利益	21	5

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,200	2,904
減価償却費	1,309	1,125
固定資産売却損益(は益)	1	0
固定資産除却損	18	16
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	208	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	35
投資有価証券評価損益(は益)	2	13
賞与引当金の増減額(は減少)	74	384
退職給付引当金の増減額(は減少)	38	78
売上債権の増減額(は増加)	1,112	1,714
その他の資産の増減額(は増加)	74	114
仕入債務の増減額(は減少)	158	146
その他の負債の増減額(は減少)	116	13
その他	53	17
小計	3,189	2,306
利息及び配当金の受取額	45	47
利息の支払額	2	2
法人税等の支払額	1,573	1,053
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,659	1,298
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,600	4,600
定期預金の払戻による収入	4,100	4,000
有形固定資産の取得による支出	1,311	576
無形固定資産の取得による支出	390	306
投資有価証券の取得による支出	0	0
その他	2	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,205	1,459
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	20
自己株式の取得による支出	0	91
配当金の支払額	588	587
少数株主への配当金の支払額	2	-
その他	15	9
財務活動によるキャッシュ・フロー	606	709
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,152	869
現金及び現金同等物の期首残高	11,352	12,083
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,199	11,214

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間
(自平成23年10月1日
至平成24年3月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.4%から37.8%に、復興特別法人税適用期間終了後は、35.4%に変更されます。この結果、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が359百万円、その他有価証券評価差額金が33百万円それぞれ減少し、法人税等調整額(借方)が325百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
商品及び製品	386百万円	298百万円
仕掛品	107百万円	69百万円
原材料及び貯蔵品	116百万円	120百万円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)
給与	4,291百万円	4,333百万円
賞与引当金繰入額	1,937百万円	1,693百万円
退職給付費用	235百万円	240百万円
減価償却費	312百万円	311百万円
賃借料	1,039百万円	1,034百万円
研究開発費	252百万円	294百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	17,199百万円	18,214百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	7,000百万円	7,000百万円
現金及び現金同等物	10,199百万円	11,214百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成23年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成22年9月30日	平成22年12月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月10日 取締役会	普通株式	587	22	平成23年3月31日	平成23年6月20日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成24年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成23年9月30日	平成23年12月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月10日 取締役会	普通株式	586	22	平成24年3月31日	平成24年6月18日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成23年3月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	18,837	7,242	1,710	27,790	-	27,790
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	25	-	908	933	933	-
計	18,862	7,242	2,619	28,724	933	27,790
セグメント利益又は損失()	1,938	1,446	43	3,341	3	3,344

(注)1. セグメント利益の調整額3百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成24年3月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	18,846	5,640	1,597	26,084	-	26,084
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	19	0	881	901	901	-
計	18,866	5,640	2,479	26,985	901	26,084
セグメント利益又は損失()	2,532	318	43	2,894	0	2,894

(注)1. セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	68円35銭	51円55銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,825	1,376
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,825	1,376
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,710	26,708
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円-銭	51円55銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	2
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年5月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 586百万円

(ロ) 1株当たりの金額 22円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成24年6月18日

(注) 平成24年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月11日

株式会社 T K C
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上林三子雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛利篤雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方正義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 T K C 及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。